

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者等に対する事業用家屋・償却資産に係る固定資産税を軽減します

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業収入が30%以上減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の負担を軽減します。

【対象者】 ※中小事業者等とは

○資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人。

○常時使用する従業員の数が1,000人以下で資本又は出資を有しない法人又は個人。

ただし、大企業の子会社等（以下のいずれかの要件に該当する法人又は個人）は対象外です。

1. 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人または大法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
2. 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む法人又は個人

【対象資産】

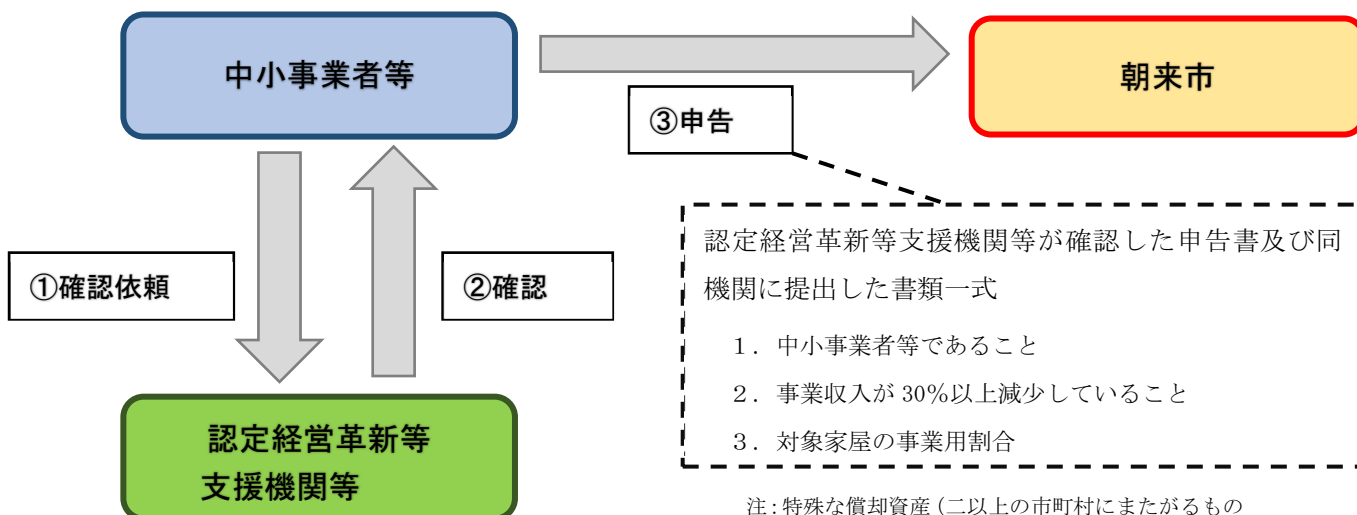
令和3年1月1日時点で所有している事業用家屋及び償却資産 ※土地は対象外

【軽減条件】

令和3年度課税の1年度分に限り、次の軽減割合を適用します。

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減割合
50%以上 減少	全額
30%以上 50%未満 減少	2分の1

【申告の流れ】



注：特殊な償却資産（二以上の市町村にまたがるものなど）については、総務大臣又は道府県知事に申告する必要がある（家屋は常に市町村に申告）

【提出書類】

認定経営革新等支援機関等から確認を受けた後、朝来市税務課まで郵送または持参で申告してください。

①特例措置に関する申告書・(別紙) 特例対象資産一覧 ※データは市ホームページに掲載中

※申告書は、事前に認定経営革新等支援機関等における確認欄の記入・押印が必要です。

確認依頼の詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

②事業収入の減少を証明する書類 (会計帳簿や青色申告書の写しなど)

③特例対象家屋の事業用割合を示す書類 (青色申告書決算書や見取図など床面積に関するもの)

(上記の申告のほか、令和3年度償却資産申告書の提出が必要です。)

【申告期限】

令和3年2月1日(月) 必着

【郵便提出・問い合わせ先】

○朝来市税務課 資産税係

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1

TEL 079-672-6119 (土日・祝日、年末年始を除く月～金、8:30～17:15 受付)

※持参の場合は各支所窓口でも受付を行います。

関連URL

朝来市税務課

朝来市 コロナ 固定資産税 検索



<http://www.city.asago.hyogo.jp/0000008990.html>

中小企業庁 (TEL 0570-077322)

中小企業庁 コロナ 固定資産税 検索



<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

認定経営革新等支援機関等とは

①認定経営革新等支援機関

国の認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関など

②認定経営革新等支援機関に準ずるもの

都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会

③認定経営革新等支援機関等の「等」に含まれる者のうち、帳簿の記載事項を確認する能力があつて、確認書の発行を希望する者 (①を除く)

税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士等

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例の拡充・延長について

新型コロナウイルスの影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した設備等に課される固定資産税の課税標準額を3年間ゼロとする特例措置について、拡充・延長を行います。

中小企業庁

中小企業庁 先端設備 検索



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2020/200501seisansei.html>